

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：筑紫野太宰府消防組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.8%
全職員	56.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	89.3%
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	104.6%

【説明欄】

【1. 全職員に係る情報について】

- 職員全体の年齢構成によるところが大きいですが、上位の級・号における女性職員の割合が低く、下位の級・号における女性職員の割合が高いことなども男女間で給与の開きが生じる一因になっているものと考えられます。また、男性職員が全職員に対する管理職割合のすべてを占めるため、管理職手当支給額の差が相対的に女性職員の給与水準が低くなっている一因とも考えられます。
- 『全職員』欄の数値が職員区分別の数値より小さくなる要因として、「任期の定めのない常勤職員」において相対的に給与水準が高い男性職員の割合が高く、全職員を合算した際、女性職員

に占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が男性職員に比してやや高いことが考えられます。

【2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について】

- (1) 役職段階別の情報において、本庁係長相当職以上の役職に就く、女性職員がいないため、「－」と記しています。
- (2) 勤続年数別の情報において、勤続年数『16～20年及び1～5年』を除いて、女性職員がいないため、「－」と記しています。
- (2) 勤続年数別の情報において、勤続年数『16～20年』の区分は、男性職員が世帯主や住居契約者となり、扶養手当や住居手当を受給している場合が多いことが、給与に差異を生じている一因と考えられます。
- (2) 勤続年数別の情報において、勤続年数『1～5年』の区分は、男性職員の勤続年数が平均2.8年に対し、女性職員が平均3.5年と長いため、女性職員の給与水準が高い傾向にあります。

- * 「給与」とは、「給料」、「手当等（扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等）」、「賞与等」の和をいうものである。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。